

熊本県指定障害福祉サービス事業者等指導監査要項

第1章 総則

(目的)

第1条 この要項は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第11条第2項の規定に基づき、自立支援給付に関して必要があると認めるときに、自立支援給付対象サービス等（補装具の販売及び修理を除く。以下同じ。）を行った者若しくはこれらを使用した者（以下「自立支援給付対象サービス等実施者等」という。）に対し、その行った自立支援給付対象サービス等について行う質問等並びに法第48条、第49条及び第50条、第51条の27、第51条の28及び第51条の29の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）、指定障害者支援施設等の設置者若しくは指定障害者支援施設等の設置者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下「指定障害者支援施設等設置者等」という。）、指定一般相談支援事業者若しくは指定一般相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定一般相談支援事業者等」という。）に対して行う自立支援給付に係る障害福祉サービス等の内容及び自立支援給付に係る費用の請求について行う監査に関する基本的事項を定めることにより、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的とする。

(指導及び監査の所管課)

第2条 指導については、障がい者支援課及び社会福祉課、監査については、障がい者支援課が所管する。

第2章 指導

(指導の目的)

第3条 指導は、自立支援給付対象サービス等実施者等、指定障害福祉サービス事業者等、指定障害者支援施設等設置者等及び指定相談支援事業者等（以下「サービス事業者等」という。）に対し、「熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成24年熊本県条例第76号）、「熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（平成24年熊本県条例第77号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第27号）（以下「指定基準」という。）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害

福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年9月厚生労働省告示第523号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年3月厚生労働省告示第124号）並びに「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成18年9月厚生労働省告示第539号）等に定める自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させることを目的とする。

（指導計画）

第4条 指導は、各年度当初に作成する指導計画に基づき実施する。

2 指導計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該年度の指導方針
- (2) 指導の対象となる事業所又は施設
- (3) 重点指導項目、その他指導の実施に関し必要な事項

（指導の実施形態）

第5条 指導の形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

指定の権限を持つサービス事業者等に対して、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

集団指導を実施した場合には、管内の市町村に対し、当日使用した資料を送付する等、その内容等について周知する。

(2) 運営指導

指導の対象となるサービス事業者等に対して、サービス事業者等の事業所において、原則、実地に行う。

（指導体制）

第6条 障がい者支援課及び社会福祉課は、県内に事業所を有するサービス事業者等を対象に、集団指導及び運営指導を実施する。

2 指導は、原則2名以上の職員により行うものとする。

（指導対象の選定）

第7条 指導は全てのサービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導

ア 新たに自立支援給付対象サービス等を開始したサービス事業者等については、概ね1年以内に全てを対象として実施する。

イ 運営指導の対象外とされたサービス事業者等のうち、自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて集団を選定して実施する。

(2) 運営指導

ア サービス提供実績を有する事業者等のうち、前年度において、集団指導の対象となった指定障害者支援施設等設置者等（市町村において前年度に運営指導を実施した指定障害者支援施設等設置者等を除く。）を対象に実施する。

イ サービス提供実績を有する事業者等のうち、前年度及び前々年度において、集団指導の対象となった指定障害福祉サービス事業者等及び指定相談支援事業者等（市町村において前年度に運営指導を実施した指定障害福祉サービス事業者等を除く。）を対象に実施する。

ウ その他特に運営指導が必要と認められるサービス事業者等を対象に実施する。

(指導方法)

第8条 指導は、指導計画に基づき次のとおり実施するものとする。

(1) 集団指導

ア 指導通知

指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、指導内容等を文書により当該サービス事業者等に通知する。

イ 指導方法

集団指導は、自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、集団指導に欠席したサービス事業者等には、当日使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

(2) 運営指導

ア 指導通知

指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該サービス事業者等に通知する。

- ① 運営指導の根拠規定及び目的
- ② 運営指導の日時及び場所
- ③ 指導担当者
- ④ 出席者
- ⑤ 準備すべき書類等

なお、事前に通知する方法では、運営指導の目的が十分に達せられないと認められる場合においては、サービス事業者等に事前に通知しないで実施す

る。

イ 指導方法

運営指導は、別紙「主眼事項及び着眼点」及び「指定障害福祉サービス事業自己点検表」に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用にあたっては、指定障害福祉サービス事業者等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

(指導後の措置等)

第9条 運営指導の結果による措置等については次のとおりとする。

(1) 指導結果の通知等

運営指導の結果については、改善を要すると認められた事項について、後日別記第1号様式によって指導内容の通知を行うものとする。

なお、運営指導の結果、文書による指導を行う必要がなく、適正な事業運営が確保されていると認められる場合及び文書による軽微な指摘はあるが、概ね適正な事業運営が確保されていると認められ、指摘が速やかに改善された場合は、翌年度は集団指導の対象とする。

(2) 改善報告書の提出

サービス事業者等に対して、別記第1号様式により期限を付して指摘した事項にかかる改善報告書の提出を求めるものとする。

(3) 指導監査結果の情報提供等

運営指導を実施した場合は、そのサービス事業者等の利用者の援護を実施する市町村及び通常の実施地域内の市町村に対して、指導結果の通知及び改善報告書の内容について情報の提供を行うとともに、できる限り利用者保護の観点から開示を行う。

(監査への変更)

第10条 運営指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに本要項に定めるところにより監査を行うことができる。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

(2) 自立支援給付に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

第3章 監査

(監査の目的)

第11条 監査は、指定障害福祉サービス事業者等、指定障害者支援施設等設置者

等、指定相談支援事業者等（以下「指定サービス事業所等」という。）の自立支援給付対象サービス等の内容等について、法第49条、第50条、第51条の28、第51条の29に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は自立支援給付に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的とする。

（監査体制）

第12条 障がい者支援課は、第13条に基づき選定した指定サービス事業者等を対象に監査を実施する。

2 監査は、原則として職員4名以上をもって行うものとし、うち1名以上は課長補佐級以上の職にあるものとする。

（監査対象の選定）

第13条 監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

（1）要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

イ 市町村、相談支援事業等へ寄せられる苦情

ウ 自立支援給付の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者

（2）運営指導において確認した情報

法第11条第2項による運営指導により確認した指定基準違反等

（監査方法）

第14条 監査は、次により行うものとする。

（1）実施方法

指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、指定サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は関係者に対して質問し、若しくは当該指定サービス事業者等の当該指定に係る指定サービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

（2）市町村との連携

ア 市町村長は、指定サービス事業者について実地検査を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を県知事に対し行うものとする。

なお、自立支援給付対象サービス等に関して、複数の市町村に関係がある場合には、県が総合的な調整を行うものとする。

イ 市町村長は、指定基準違反等と認めるときは、文書によって県知事に通知を行うものとする。なお、県と市町村が同時に実地検査等を行っている場合

には、通知を省略することができるものとする。

ウ 県知事はイの通知があったときは、すみやかに第15条に定める措置をとるものとする。

(監査後の措置等)

第15条 監査の結果、指定基準違反等が認められた場合には、法第49条、第50条に定める「勧告、命令等」、「指定の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。ただし、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとし、当該指定サービス事業者等に対して、文書により報告を求めるものとする。

(1) 行政上の措置

ア 勧告

指定サービス事業者等に法第49条第1項から第3項まで、第51条の28第1項から第3項までに定める指定基準違反の事実が確認された場合、当該指定サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告するものとする。

これに従わなかったときは、その旨を公表するものとする。

勧告を受けた場合において当該指定サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

イ 命令

指定サービス事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令するものとする。

なお、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

命令を受けた場合において、当該指定サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

ウ 指定の取消等

指定基準違反等の内容等が、法第50条第1項各号、同条第3項で準用する同条第1項各号(第12号を除く)、第51条の29第1項のいずれかに該当する場合においては、当該指定サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止する(以下「指定の取消等」という。)ものとする。

エ 聴聞等

監査の結果、当該指定サービス事業者等が命令又は指定の取消等の処分(以下「取消処分等」という。)に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、

適用しない。

(2) 経済上の措置

ア 勧告、命令、指定の取消等を行った場合に、自立支援給付の全部又は一部について当該自立支援給付に係る市町村に対し、法第8条第2項に基づく不正利得の徴収（返還金）として徴収を行うよう指導するものとする。

イ 命令又は指定の取消等を行った場合には、原則として、法第8条第2項の規定により、当該指定サービス事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払うよう指導するものとする。

第4章 その他

(国への報告)

第16条 指導監査及び行政措置の実施状況については、厚生労働省の定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

(その他)

第17条 この要項に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成19年7月18日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年7月4日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成24年11月9日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成25年9月6日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成28年11月1日から施行し、平成28年4月8日から適用する。

附 則

この要項は、平成29年8月21日から施行し、平成29年8月9日から適用する。

附 則

この要項は、令和2年10月16日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和6年7月2日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別記第1号様式

年度指定障害福祉サービス事業者等に対する運営指導指摘事項及び改善報告書

事業者名 (設置者)		事業所名 (施設)		事業種別		指導年月日	
---------------	--	--------------	--	------	--	-------	--

項目	改善指摘事項	改善方法	実施時期